

## 2. 性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み

性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいものであるが、児童等が性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組みとして、複数の相談ルートがあることが重要であり、相談体制の整備・周知や、面談・アンケート調査の実施が挙げられる。

### (1) 相談体制の整備・周知

#### ア. 事業者内の相談体制の整備・周知

性暴力被害にあった児童やその保護者の中には、相談窓口の見知らぬ人よりも、信頼する身近な従事者などに相談するケースが少なくなく、まずはそのような相談を受けたときに、相談を受け得るあらゆる従事者が、適切な対応ができるよう、研修等行なうことが有効と考えられる（相談を受けた際の注意点等は、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照）。

また、被害児童やその保護者等ができるだけ早く相談できるような相談体制（例▶相談先となる人（相談員）や部署（相談窓口）の選定・設置）を整備し、それを周知することで、身近な従事者には相談しやすい場合や、性暴力に該当しない「不適切な行為」の場合についても、事業者として早期に把握して対応することが可能になると考えられる。

被害児童が相談をしやすくなる工夫としては、「希望する性別の相談員に相談できる」「手紙やメール、相談フォームなど、文字で相談できる」「匿名で相談できる」ことなどを可能とすることが考えられる。また、相談したらどうなるか等、相談者が気になる事項を、児童が理解しやすい表現で、あわせて周知することが有効と考えられる。

なお、性暴力に特化した相談体制とすると、児童やその保護者にとっての相談の心理的ハードルが高まる場合も考えられるため、性暴力以外の問題（例▶いじめ、体罰、ハラスメント、悩みごと等）に関する既存の相談体制と連携・統合し、複数の問題に対応する相談体制とする事例がある。

このように、相談先があること、何でも相談してよいこと（性の問題を相談することは恥ずかしいことではない）を伝えることで、児童やその保護者は、性暴力や不適切な行為について相談しやすくなると考えられる。また、性暴力や不適切な行為について相談できる体制があること等を周知し、事業者自身が、児童の心身の安全を第一に考えていることを利用者や世間に示すことは、社会的信用を高めるなど、事業者にとっても有益なことであると考えられる。

なお、児童への性暴力については、次のイにある外部の相談窓口が整備されており、それを児童やその保護者等に分かりやすく周知することも、多様な相談ルートを確保して早期の被害開示と被害児童への支援につなげるとともに、性暴力防止に関する事業者としての姿勢を示す観点から有効と考えられる。

※参考資料編 ■に「相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例」を掲載。

※参考資料編 ■に「相談窓口の周知広報資料」として活用できる様式例を掲載。自由に加工編集して利用可能。

#### 学校の場合

- 文部科学省及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる（法第17条第2項）。
- 相談体制の整備等に当たっては、被害児童生徒等やその保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓

口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など、必要な措置に迅速につなげることが重要である。

- 文部科学省においては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備することを支援とともに、電話やSNS等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実を図る。
- 地方公共団体においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う。

(出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」)

### 社会福祉事業の場合

- 社会福祉法に基づく社会福祉事業の経営者は、「常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」とされている（社会福祉法第82条）
- また、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針において、苦情解決の体制や手順等が示されており、
  - ・ 苦情解決体制として、①苦情解決責任者②苦情受付担当者③第三者委員を任命等すること
  - ・ 第三者委員は、評議員、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など、苦情解決を円滑・円満に図ることができ、世間からの信頼性を有する者とすること
  - ・ 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること
- こうした苦情解決の仕組みは、子どもの性暴力に関する相談窓口としての機能も有し得るものと考えられる。

## 1. 外部の相談窓口を含めた、複数の相談窓口の分かりやすい周知

児童に対する性暴力については、公的機関等が様々な相談窓口を設置している。性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいものであるものの、多様かつ容易な相談ルートがあることは、児童への性暴力被害の早期の被害開示と被害児童への支援につなげるために有効である。このため、事業者内の相談体制、外部相談窓口、それぞれにおいて相談可能な内容等について、児童やその保護者に、分かりやすく周知することが有効と考えられる。

児童への周知の際、掲示板への掲示のみでは、第三者の目を気にして児童が掲示を見づらくなり、相談につながりにくいケースがある。このため、被害児童が相談しやすいよう、工夫して周知することが有効と考えられる。

### ◆ 周知の工夫例

- 相談窓口の連絡先等を記載した資料やカードを、各児童に定期的に配布する（低年齢の児童の場合は、保護者にも渡るようにして、「お子さんと話してみましょう」等と伝え、家庭での会話のきっかけづくりをする）
- トイレの個室に掲示する
- URLにアクセスして相談事項を記入する場合は、リンクにQRコードを用いる
- スマートフォンを持たない児童がいる施設・事業所は、保護者や従事者に悟られずに、スマートフォンがなくとも容易に外部へ相談できる方法を示す（例▶手紙）

## ❖ 児童に対する性暴力に関する主な相談窓口

状況等	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
<b>A：どこに相談していいか分からぬが、困っていることがある時</b>			
電話で相談したい	24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	<p>こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどものSOSの相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。</p> <p>【相談時間】24時間 365日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】<a href="https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm">https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm</a></p>
電話以外でも相談したい	こどもの人権110番、LINEじんけん相談等	法務省	<p>こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】平日 8:30～17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</a></p>
	こどもの人権SOSミニレター	法務省	<p>こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年5月～7月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。</p> <p>【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</a></p>
	親子のための相談LINE	こども家庭庁	<p>子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】各自治体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】<a href="https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/">https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/</a></p>
<b>B：性暴力の疑いがある、性暴力が起きている時</b>			
性暴力が分からぬが、相談したい	Curetime	内閣府	<p>性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。</p> <p>【相談時間】毎日 17時～21時 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語） 【連絡先】<a href="https://curetime.jp/">https://curetime.jp/</a></p> 
性暴力の疑いがある/性暴力が起きた	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	<p>被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。</p> <p>【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS 【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 【URL】<a href="https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html">https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html</a></p> 
	犯罪被害者等早期援助団体	警察庁	<p>犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。</p> <p>【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり） 【連絡先】<a href="https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html">https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html</a></p>

性犯罪被害 相談電話	警察 庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】# 8103（ハートさん）（通話料無料）※緊急時は 110 番通報
児童相談所	こども 家庭 庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。電話は最寄りの児童相談所につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】189（いちはやく）（通話料無料）

※障害のある児童の場合には、自治体の障害者福祉課等／自立支援協議会も相談窓口となり得る。  
※保育所等の場合、市町村が「不適切保育相談窓口」を設置しているときは、それも周知対象となり得る。  
※自治体において、児童を対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。

次に掲げる Web サイトにおいて、これらの相談窓口について、児童への周知に活用できるリーフレット等が掲載されているため、こうしたものを活用することも有効と考えられる。

➤ 法務省のホームページ（小学生、中高生向け）

[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00200.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

➤ 内閣府のホームページ

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html)



◆個人が1人のみで児童に教育・保育等を提供する事業（個人塾、家庭教師等）における取組の例◆

- 事業者は保護者や児童に対し、性暴力に関する相談できる外部の相談窓口を予め周知しておくことにより、そのような行為を行う意思が全くないことを示し、保護者や児童の安心感を高めることにつながると考えられる。

## （2）面談・アンケートの実施

相談体制を整備・周知して、被害相談を待つだけではなく、児童に面談・アンケートを行い、能動的に性暴力やその予兆の早期発見につなげることも有効と考えられる。面談・アンケートを定期的に行うことで、性暴力に関する悩みを打ち明ける機会が常にあることを児童に認識してもらうことができるほか、潜在的な加害行為のリスクのある者に対する抑制効果も期待される。

面談・アンケートの実施方法、調査項目（言葉づかい等）等については、児童の発達段階や、各施設・事業所が提供する教育・保育事業の特性を踏まえて検討することが有効と考えられる。例えば小学生など、児童の発達段階によつては、面談・アンケートに先立つて児童に質問項目の説明を行うことや、前述の「教育・啓発（対児童・保護者）」の過程で、アンケートを実施することも有効と考えられる。

※保護者にも、性暴力防止に向けた定期的な取組であること等、面談・アンケートの趣旨や内容について予め連絡し、理解を求めることが有効と考えられる。